

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

郡上市では、第1期郡上市歴史的風致維持向上計画(以降は、「1期計画」と記載)に基づき、「城下町郡上八幡地区」を重点区域に位置付けて、郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区(以降は、「伝建地区」と記載)を中心に、歴史的建造物の修理修景、電線類無電柱化、そして街路灯整備などの事業を行う一方で、伝建地区ではない北町の一部や南町についても、伝統的水利用施設の整備、道路修景、城下町交通体系検討調査、郡上八幡駅周辺整備事業などを実施して、歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。また重点区域内で、由緒書整備事業、防災設備整備事業、文化遺産・情報発信・人材育成事業を通して、災害発生時における防火体制の構築、多言語(主に英語)に対応した説明看板を設置することで、インバウンドを見据えた対応をすることができた。また、トイレ洋式化、デジタルサイネージ整備、赤ちゃんの駅(オムツ交換、授乳室)設置を押し進めた。

この結果、伝建地区の修理修景に携わる設計業務や施工の中心は地元業者が行い、特定物件建造物の123棟のうち約30%で修理が完了した。加えて、電柱類無電柱化事業により、伝建地区の景観が大幅に改善され、郡上八幡城への眺望を阻害する要素をなくすことができた。また、狭隘な道路の電柱がなくなったことで、安全な通行の確保や防災機能の向上を図ることができた。多言語化やトイレの洋式化により、観光客の利便性と回遊性を向上したことで、特に幼児連れの観光客や外国人観光客の利便性は大きく向上した。地域住民からも、無電柱化事業や道路の修理修景、防災設備整備などについて、令和4年(2022)に実施したアンケートの結果において、回答の5割以上が肯定的に評価をする内容となっている。

一方で、第2期郡上市歴史的風致維持計画(以降は、「2期計画」と記載)に掲げた方針について個別に記載をするが、いくつかの課題も出てきている。伝建地区の修理修景事業は着々と進んでいるが、それ以外の重点区域や歴史的風致の区域内の歴史的風致形成建造物に資する建物の指定、修理修景に係る事業が1期計画期間を含めて遅れている課題がある。伝統文化の継承に関しても、1期計画策定前から実施している祭礼活動及び用具整備への支援は継続的に実施できているが、今後ほどの祭礼行事においても人口減少、少子高齢化、そしてコロナ禍によって実施体制の確保が課題となっている。水源、水路網の維持と伝統的水利用の継承に関しても、島谷用水、北町用水、柳町用水などの用水は、河川や谷川から引水しているが、川の水量減少が用水路の水量減少に直結しており、近年は冬期に水量が減少し、たびたび枯渇することもある。また、世帯減少などにより共同水屋などの施設の維持管理の一戸あたり負担が増えている。回遊性の向上と情報発信に関しても、社会実験まで実施することができた交通対策の具現化が、コロナ禍で計画通りに進められず、加えて来訪者がコロナ禍以前の水準には戻っておらず、交通調査が難しい状況にある。また、AR・VRなどのデジタル新技術の更なる導入検討、由緒書看板整備で行ったような看板デザインの統一化を図る取り組みも課題となっている。そして最後に、町並みと周辺環境の景観形成に関しては、「郡上市景観計画」の改定を推し進めているが、「郡上八幡市街地 まちなみづくり町民協定」の全体的な見直しも課題となっており、また郡上市独自の屋外広告物条例制定に向けて取り組みが進んでいない状況にある。

1) 歴史的建造物とその周辺環境の維持に関する課題

郡上市内においては、歴史的建造物として文化財指定等を受けている物件が国の登録有形文化財26件、県指定2件、市指定24件となっているが、その他にも住宅等も含め、明治以前の建築年代をもつ歴史を重ねた建築物も市域全体には多く残るものと推定されている。しかし、市域全体の調査はまだ十分になされておらず、実態が把握できない状況にある。また、各地域とも人口減少や高齢化が進み、こうした建築物の適正な維持管理が課題となっている。

具体的に、郡上市八幡町の市街地(以降は、「郡上八幡市街地」と記載)においても人口減少と高齢化が一層進行しているため、高齢者のみの世帯も多く、若年層の居住者が減少していることから、歴史的建造物の修理修景意欲が低く、その結果、歴史的建造物の空家化や取り壊し後の空地化が進んでいる【3-1-1】。また、「チームまちや」を中心に空家の利活用に取り組んでいるが、それ以上に空家が進んでいるため、総合的な対策が求められる。そして、過去に行った歴史的資源調査により、市街地には伝統的工法・意匠による町家が1,000棟以上集積していることが判明しているが、これらの多くは耐火・耐震性能が低い木造建築であり、ひとたび火災・震災が発生すれば大規模延焼・倒壊の可能性が高い。重点区域に限らず、他の歴史的風致地区でも、例えば白鳥町石徹白地区では、『石徹白歴史定期建造物・町並み調査報告書』に登場するような独自の建築様式をもった建物について、空家になったことで全く管理されずにある。この結果、建物の損壊がひどくなり、建物維持が困難となって、建物の解体を視野に入れなければならない事案にもなっている【3-1-2】。

このため、これらの地域での歴史的風致形成建造物に資する建物の指定、修理、修景に係る事業を伝建地区のように進めていくことが課題となっている。



3-1-1 空家から空地になった事例



3-1-2 危険空家となる可能性のある歴史的な建築物

2) 伝統文化の継承に関する課題

郡上市の各地には、各神社の例大祭をはじめとする伝統行事、民俗芸能等の伝統文化が多く残り、引き継がれているが、継承が困難な状況となっている事例も見られる。また、廃止となった祭礼もあれば、毎年開催されていた祭礼が隔年開催になったり、数年ごとの開催になりながら継続されている事例もある。

郡上八幡の代表的な伝統文化として、夏の約 30 夜にわたり開催される郡上おどりや、岸劔神社、日吉神社、八幡神社の春の例祭である大神楽の奉納は、古くより地元住民により引き継がれてきたものであるが、これらに共通する課題は、少子高齢化や市街地から周辺部への移住に伴う子供の絶対数の減少、ライフスタイルの変化等に伴う伝統行事に対する住民意識の低下、演奏・演舞技術を身に付けた人材の進学・就職による市外流出等による組織の弱体化が挙げられる。このことは、現在の担い手不足に留まらず、将来の育成者の減少を招くことでもあり、演舞等の技術面だけでなく発祥に至る歴史的経緯や文化的価値についても正確さを欠くことに繋がりがかねない。郡上おどりは観光客の参加が増加する一方で、地元住民のおどり離れが進む傾向がある。おどり屋形の設置等は開催自治会で行われるため、世帯数等の減少により、縁日おどりをやめた地区も出ている【3-1-3】。

寒水の掛踊においても、役者の定員は 120 名前後であるが、昭和 40 年代は 130 名ほどいたが、平成 21 年(2009)のには 100 人を下回る年もあり、役者確保のため寒水在住者だけでは確保ができないため、寒水出身者や関係者などのつながりで声をかけて揃えることもある。このため、女の子の参加がスムーズに進む役者がある一方で、^{ささらすり} 筋摺や ^{たう} 田打ちといった練習が必要な役者の確保が課題となっている。また、^{おりだい} 折太鼓や ^{かおひき} 鉦引の役者は、今は祭りに限らず地元消防団でも同じチームで活動をして連携はあるが、今後の次の世代の育成という点では喫緊の課題ともなっている。

城下町の大神楽では運営資金の多くを氏子の支援に頼っているが、郡上八幡市街地の住民の減少や個々の新築祝や婚礼等による特打ちの減少、祭礼に対する意識の低下等をはじめとして、祭礼を支える協力体制も弱体化している。演者の衣装や道具等の買い替えに際しては、個々の費用が高額なため、保存会等の組織に大きな負担となっている。ある保存会長の話では、大神楽衣装の修繕に 300 万円以上がかかり、岐阜県の補助を受けられたが、もうお金を出しても修理そのものをしてもらうところがない、と話しており、将来的には同じ衣装ができないという危惧がある【3-1-4】。



3-1-3 開催自治会住民により運搬されるおどり屋形



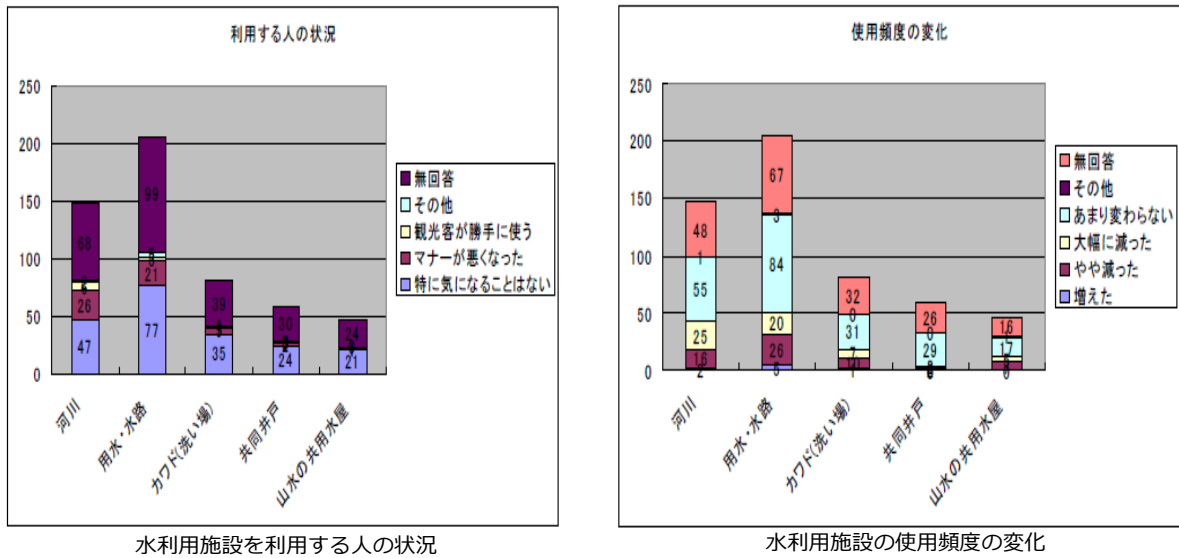
3-1-4 舞を重ねることにより破損する衣装

3) 伝統的水利用の継承に関する課題

中山間地域にある郡上市は、長良川をはじめとする数多くの河川や谷川から取水し稲作を行う等、各集落とも水路網が発達しており、家屋が集積する市街地においてもこうした水路網が発達している。郡上八幡市街地に現存する主な水路網は、寛文年間(1661年～1673年)に描かれた古地図にも記載されており、これを軸としてその後の分水や増設等を重ねて現在に至っている。

しかし、生活のためにしつらえられた水屋、カワド、共同井戸や、水路の分水のためのセギ板等については、組織の高齢化や人口減少により維持管理体制が弱体化し、設備の老朽化が進んでいる。上下水道の敷設や洗濯機をはじめとする生活家電の普及による水離れ、伝統的水利用に関する記録体系の整備不足により伝統的水利用の継承が困難となっている【3-1-5】。

また、河川や谷川から引水しているため、各用水の維持管理や川の水量減少が用水路の水量減少に直結しており、近年は冬期に水量が減少し、たびたび枯渇する問題もある【3-1-6、7】。



3-1-5 平成 16 年度 水辺空間調査報告書 アンケート調査より



3-1-6 ゴミが詰まり水位が上昇した水路



3-1-7 冬期に一時枯渇した用水

4) 回遊性の向上と情報発信に関する課題

郡上市内は近年豊かな自然環境を活かしたスキー、スノーボード、ラフティング、キャンプ等をはじめとするアウトドア関連の観光分野が大きく伸びており、多くの入込客がある。また、広大な市域にあってはまだまだ魅力的な観光資源の発掘の可能性を秘めている。一方で、観光客の増加に伴い、交通混雑、ごみ、防犯の問題等の課題が出ており、静かな山里が脅かされるおそれもある。

昔ながらの町割が残る郡上八幡市街地にあっては、狭隘な道路に電柱が立ち、歩行者、自転車、自動車が共存する交通形態であることから、入込客の増加によって日常の交通環境の悪化だけでなく有事における防災能力の低下も課題となっている【3-1-8】。伝建地区については、電線類無電柱化を実施したことで、道路空間が広くなり防災上・交通環境上の改善がみられた。しかし、これはごく一部に過ぎないため、他の地域ではまだまだ交通環境の改善等が求められている【3-1-9】。

一方で、郡上八幡市街地中心部への観光車両の流入や、これを受けての民地の駐車場化により、更なる混雑を招く悪循環も見られる。こうした結果、歴史的な建築物の取り壊しやその後の空地の駐車場化によって連続した町並みを壊し、本来のまちの魅力を阻害させる要因の一つとなっている。併せて、観光客の増加に伴うプライバシーの確保、防犯対策、喫煙、ゴミ対応も課題となっている。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行前には、観光客や観光車両の流入が地域住民の生活に大きな影響をもたらしていたため、令和元年(2019)に日にちを指定した一方通行規制を行う交通社会実験などを行い、交通対策の具現化を進められてきた。しかし、コロナ禍による人の移動の制約などで、観光客や観光車両が大幅に減ったため、計画通りに進めることができていなかった。その後、移動制約の緩和や新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられたことで、徐々に来訪者が戻りつつあるが、コロナ禍以前にまでは戻っておらず、必要な交通調査が得られていない現状がある。また、令和4年(2022)実施の市民へのアンケートでも、交通について寄せられた意見が多岐に渡っているため、これらの全てを取り込むことへの難しさもある。

加えて、観光向けの看板、幟旗等の乱立が景観的に雑多な印象を創り出すとともに、本来発信すべき情報が的確に伝わりにくい状況が伺える。これについては、東氏館跡庭園で導入したARなどのデジタル新技術についての更なる導入にむけての検討を行うと共に、重点区域で行った統一した由緒書看板デザインの他の歴史的風致地区への拡大も課題である。

また、重点区域と各歴史的風致地区とを結びつきを深める取り組みを十分ではなく、回遊性の観点から連携に乏しい課題もある。重点区域を含めた各歴史的風致の維持及び向上には、各地の歴史的風致を巡る取り組みを検討する必要がある。



3-1-8 観光客と車両で混雑する郡上八幡市街地



3-1-9 狭く往来の多い道路にはみだしている電柱

5) 町並みと周辺環境の景観形成に関する課題

郡上市内の景観に関する規制は、八幡町を対象とした景観条例が平成3年(1991)に制定されていたが、平成16年(2004)及び平成23年(2011)の条例改正までは、八幡町以外の景観対策についての効果的な対応は少なかったのが現状であった。

郡上市景観条例の改正及び「郡上市景観計画」の施行によって、ある程度景観に対する理解が、市民や市内外の業者に浸透しており一定の成果を上げている。しかしながら、条例改正及び計画策定から10年以上を経過していることと、太陽光発電設備等といった新しい景観への問題に対応できていない現状がある。特に、歴史的風致地区と太陽光パネル等の施設が併存する状況が起りつつあり、ひいては、郡上市全体の昔からの農山村風景に大きな損失になりかねない状況となっている。

また、郡上八幡市街地周辺を取り囲む山林や、市街地を流れる吉田川、小駄良川等の水辺によって、市街地全体が山林や河川を背景とした特有の優れた景観を創り上げている。このように、誇るべき景観としての住民意識は高いものの、一方では近代的な建築物への建て替えや取り壊しによりスプロール化が見られるようになってきている。主要道路沿いについてもさまざまな規模、形態、色彩の屋外広告物が掲出されており、雑多な印象を与える地区も存在している【3-1-10】。加えて、郡上市独自の広告物条例の検討止まりになっており、市内での乱立する屋外広告物への対応も課題となっている。更に、張り巡らされた電線類や老朽化した道路面が良好な景観を阻害する要因となっている【3-1-11】。

例えば、八幡町の中心市街地の背後地、緩衝地となる周辺山林についても、郡上八幡市街地の防災、あるいは水のまちを支える水源涵養かんようとして重要な役割を果たしているものの、現状では景観面で規制がなされていないため、安易な開発を招きかねない状態となっている。



3-1-10 国道156号周辺



3-1-11 眺望を妨げる電線類

6) 歴史文化の調査研究・発信に関する課題

第1章の文化財等の分布状況において、未指定文化財について記載をしているのは、白鳥町石徹白地区や郡上八幡市街地の伝統的水利用施設に関する調査で判明した歴史文化遺産や民俗芸能についてである。これらの調査は、日常生活の営みの一部であった当たり前のものが、実は歴史文化遺産に資する価値をもつことが判明した。また、歴史的風致としても、欠くことのできない固有のものであることを、再発見できた成果といえる。第2章の「水のまち郡上八幡」で取り上げたが、その価値が判明したことで、さつきの会や特定非営利活動法人郡上八幡水の学校といった調査研究・発信を行う団体ができたのは好事例といえる。しかしながら、こうした調査報告書の成果が、必ずしも調査対象の地域を含めて市内外に周知されてきたかといえ、そうとはいえない課題もある。

上記の例に漏れず、これまで地域の文化財(未指定のものを含めて)については、いずれも過去の旧町村単位で^{へんきん}編纂された自治体史に基づくことが大きい。自治体史に漏れているもの、地域ないし地区では知られている程度のものなど、潜在的な文化財の掘り起こしを課題に挙げることができる。これは、市全体としての文化財調査が進んでいなかった側面がある。現在文化財部局で策定に向けて取り組んでいる「郡上市文化財保存活用地域計画」は、文化財の洗い出しを含めて、その取り組みが待たれる。1つの事例として、大和地域で行われた計画策定のワークショップで示された未指定の歴史遺産が約250も挙げられたことから、今後重点区域ないし歴史的風致の形成に資する可能性があると考えられている。

さらに、維持及び向上すべき歴史的風致に位置付けている地域についても、それを構成する歴史的建造物、まちなみ、祭礼等の活動、地域での価値ないし位置付けなどの歴史的風致を構成するさまざまな要素・要件の保存と継承、そして対策等を明らかにする調査研究が少ない課題がある。「寒水の掛踊」のような調査報告書は、ごく僅かであり、「城下町の大神楽」や「郡上おどり」では他の調査報告書に関連して調査された程度である。このため、歴史的風致に位置付けるものの調査が少ないことは、次世代への継承、まさに維持・向上への課題といえる。

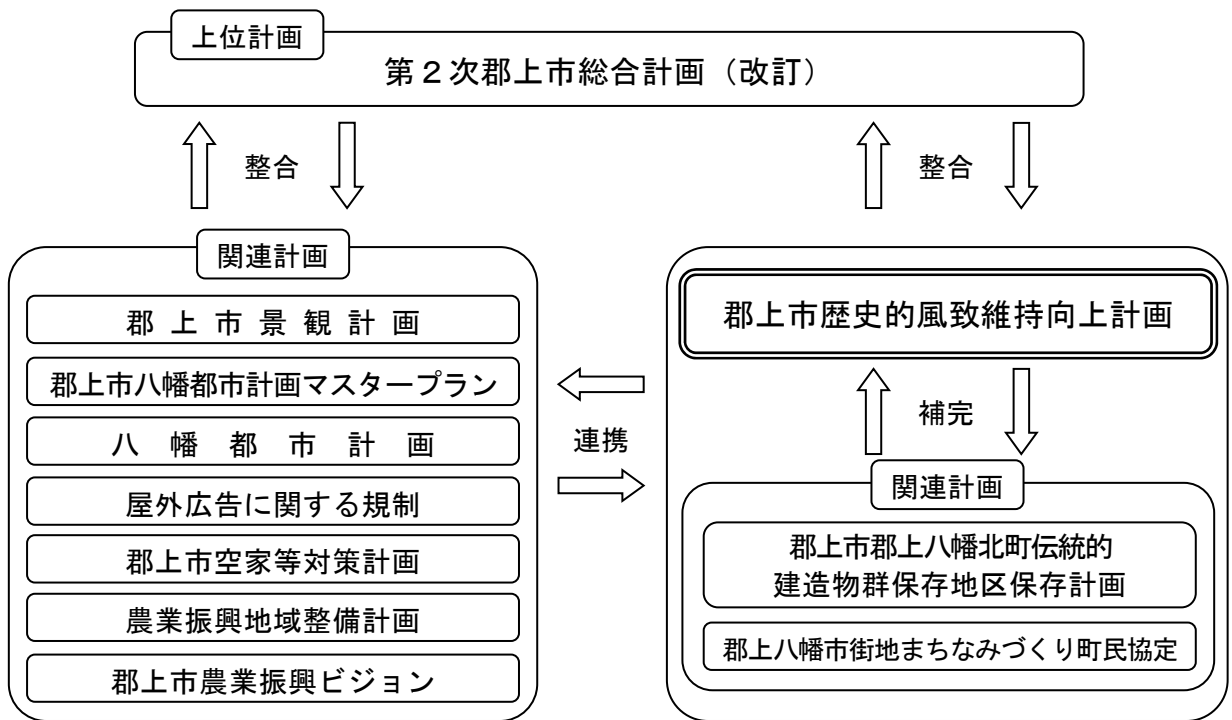
最後に発信という観点では、先に挙げた調査報告が地元、ひいては市内へのフィードバックないし周知が十分ではない課題もある。加えて、歴史的風致を紹介した文化財の保存・活用をする施設についても、市民からの認知が程遠い部分もある。例えば、郡上八幡まちなみ交流館については、八幡北町の歴史やまちづくりの歩みを紹介しているが、住民の日常生活との関わりが小さいため、あまり評価されていないアンケート結果がある。他にも、地元で行われている歴史文化の研究ないし取り組みが、地元の範囲で留まっているような事例もある。例えば、「寒水の掛踊」のコラムで紹介した『奥美濃よもやま話』は、現在地元住民を中心にこの本を読む会の活動である。国語学者山田敏弘氏がこの著書が貴重かつ不朽の宝である膨大な方言資料と評価しているように、地元の貴重な財産を再発見している活動をいかにして記録・発信していくかの課題がある。

このように、歴史文化の調査研究・発信に関する課題に対して、さまざまな検討が必要である。

2. 上位計画との関連性

2期計画は、郡上市の基本構想となる「第2次郡上市総合計画(改訂)」があり、この上位計画に則したものとする。関連する計画として、「郡上市景観計画」、「郡上市空家等対策計画」等があり、関係する各種計画と連携し、整合性を図りながら歴史的風致の維持・向上に努める方針である。また、現在策定作業を進めている「郡上市文化財保存活用地域計画」や「郡上おどり保存活用計画」、そして八幡市街地の活性化に関する実証実験に基づいた計画策定の予定などがあり、これらとの連携・補完等を今後踏まえていく必要がある。

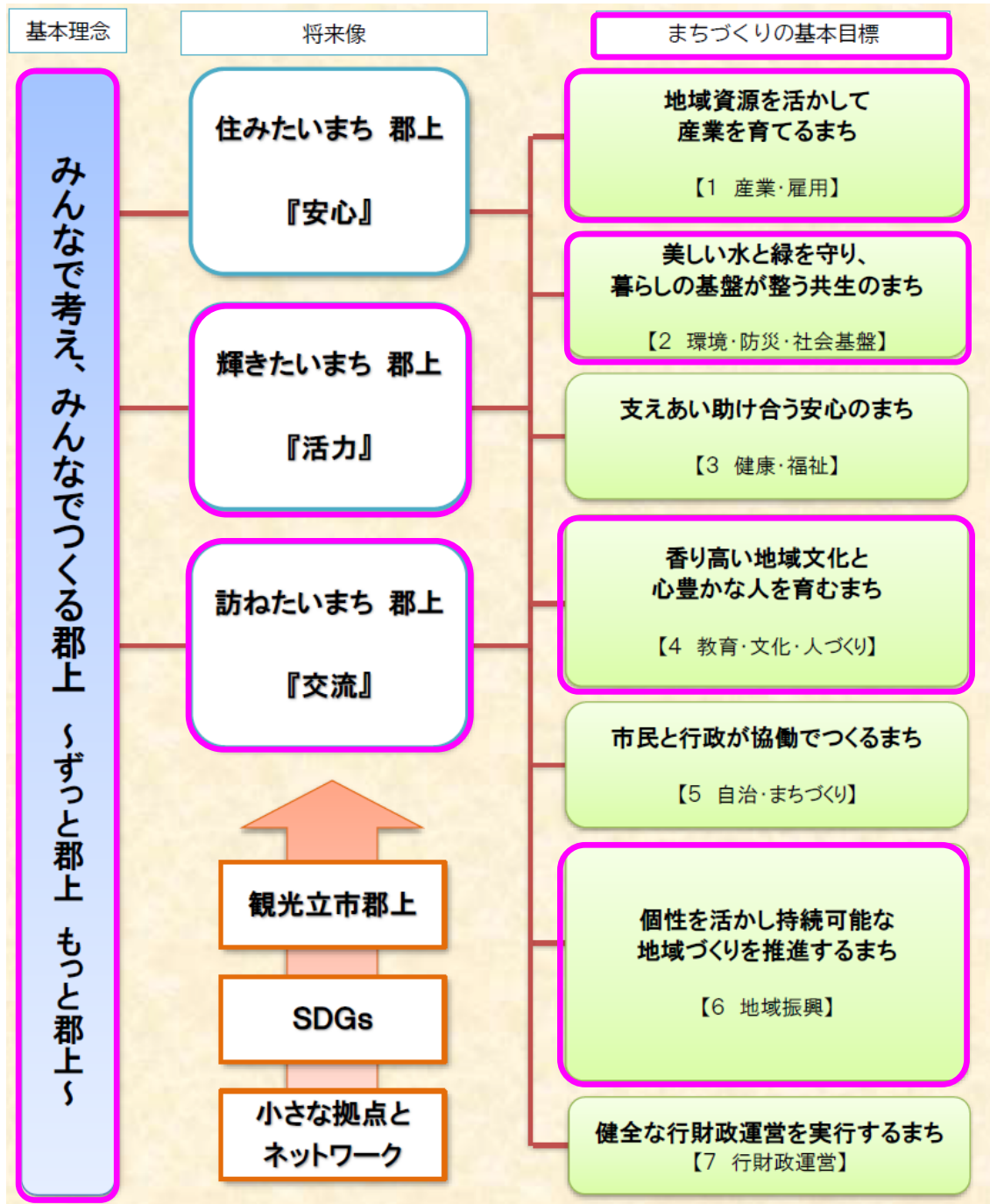
また、後述する重点区域である郡上八幡市街地については、市街地のまちづくりビジョンを示す「郡上市八幡都市計画マスタープラン」「八幡都市計画」のほか、「郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区保存計画」「郡上八幡市街地 まちなみづくり町民協定」「屋外広告物に関する規制」「郡上市農業振興ビジョン」等があり、郡上八幡市街地の歴史的風致の維持向上を推進する具体的な計画として位置付ける【3-2-1】。



3-2-1 関連計画との相関図

1) 第2次郡上市総合計画（改訂） 後期基本計画（令和3年度）

平成28年度策定した「第2次郡上市総合計画」において、平成28年度～令和7年度までの10年間の基本構想を策定し、これに基づき令和3年度に後期基本計画(令和3年度～7年度)を策定している【3-2-2】。



3-2-2 第2次郡上市総合計画（改訂） 後期基本体系

後期基本計画のまちづくりの基本目標においては、「1 産業・雇用」「2 環境・防災・社会基盤」「4 教育・文化・人づくり」、そして「6 地域振興」の施策のなかで、重点区域及び歴史的風致地区についての取り組みと、歴史を活かしたまちづくり事業の計画策定を掲げている。

後期基本計画の重点として5つのプロジェクトを掲げている。それぞれのプロジェクトで示された方針を、「各分野方針」に照らし合わせている。例えば、基本目標「地域資源を活かした産業を育てるまち」の分野別方針「④地域産業の核となる観光・交流産業の活性化を図る」の施策の取り組みで、白鳥北部地域の白山信仰に関わる伝統文化を活かした観光振興や「郡上おどり」のユネスコへの登録を見据えた「日本一のおどりのまち郡上」の推進を掲げており、前者は「地域経済循環」、後者は「地域経済循環」「定住・移住・交流」の重点プロジェクトが配されているなど、第2章の歴史的風致の地域との施策とも一体性を生み出すことができる【3-2-3】。

まちづくりの基本目標	分野別方針	重点プロジェクト
地域資源を活かして産業を育てるまち 【1 産業・雇用】	①豊かな自然を活かした農業・畜産業・水産業を育てます ②豊富な森林の保全と活用を図ります ③ひと・もの・かね・情報の集まる商工業を育てます ④ 地域産業の核となる観光・交流産業の活性化を図ります ⑤雇用の場・機会の創出と魅力ある就労環境を目指します	① ② ③ 定住・移住・交流プロジェクト 子ども子育て・教育プロジェクト 地域経済循環プロジェクト
美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち 【2 環境・防災・社会基盤】	① 自然環境を守り、快適な住環境の実現を目指します ②循環型社会の実現を図ります ③暮らしの中の安全・安心を守ります ④効果的な整備と適切な維持管理により社会基盤の充実を図ります	
支えあい助け合う安心のまち 【3 健康・福祉】	①結婚から出産、子育てへの切れ目のない支援を充実します ②心身ともに健やかな暮らしの実現を目指します ③生涯にわたり生きがいをもち安心して住み続けられるまちを目指します ④住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します	
香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち 【4 教育・文化・人づくり】	① 確かな学力と豊かな心をもった「郡上人」を育てます ②市民が地域文化に触れる機会を広げます ③スポーツに参画できる環境づくりを進めます ④ 生涯学習の充実を図り地域を担う人材育成の機会を広げます ⑤郡上のこれまでと今を学び、郡上のこれからを考え行動する「郡上学」を推進します	
市民と行政が協働でつくるまち 【5 自治・まちづくり】	①市民主体のまちづくりを支援します ②誰もが尊重される地域社会を形成します ③交流・連携によるまちづくりを推進します	④ ⑤ 脱炭素社会プロジェクト 地域支え合いプロジェクト
個性を活かし持続可能な地域づくりを推進するまち 【6 地域振興】	【八幡】歴史と伝統を守り 互いに支え合う住民主体の地域づくりを進めます 【大和】誇り高きこころを育み 人の流れを起し 産業に結びつく地域づくりを進めます 【白鳥】地域資源を活用し 市民協働によるいつまでも住み続けたいと思う地域づくりを進めます 【高鷲】自然と共存した文化の継承と 安定した生活を送れる地域づくりを進めます 【美並】魅力的なコミュニティの形成による住み続けたい地域づくりを目指します 【明宝】住民主体による手づくり自治と 産業の創出を目指します 【和良】地域資源を活用した産業振興を図り いつまでも安心して暮らしている地域づくりを進めます	
健全な行財政運営を実行するまち 【7 行財政運営】	①市民にとって開かれた身近な市役所を目指します ②成果を重視する効率的かつ効果的な行財政運営を図ります	

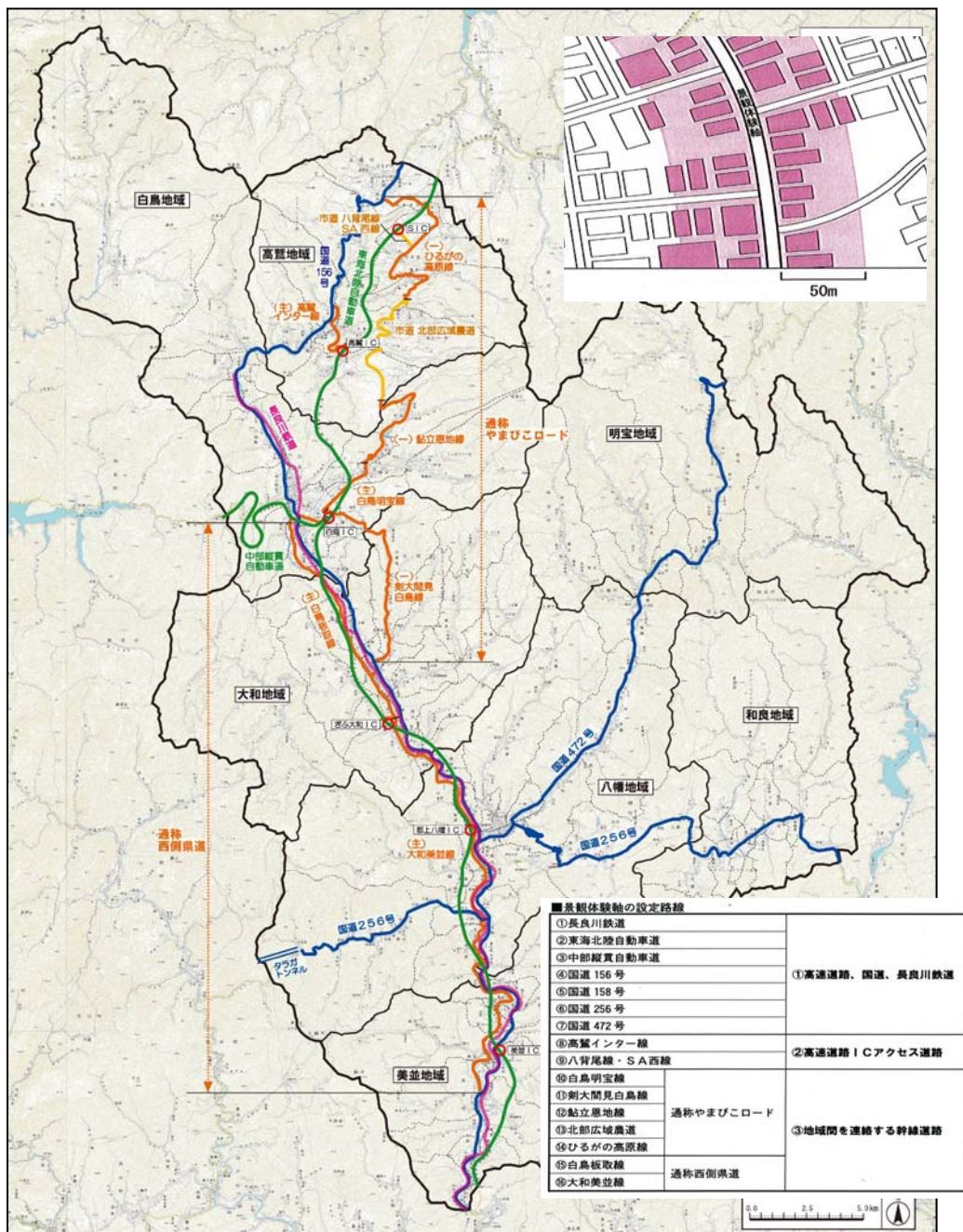
3-2-3 まちづくりの基本目標と分野別方針

また、地域振興施策のうち、例えば大和地域においては、「誇り高き心を育み 人の流れを起し 産業にむすびつく地域づくり」をあげ、施策として「古今伝授の里づくりと担い手づくり」をあげている。これは、郡上東氏 800 年及び古今伝授 550 年を契機に、東氏の歴史や文化遺産を検証し、周知と活用につなげ、個性あるまちの魅力を高めることを目指している。その取り組みとして、古今伝授の里フィールドミュージアムの機能の充実、古今伝授や東氏に関する調査・研究、文化財の適切な保存と利活用などを進める。また新能「くるす桜」や和歌の専門的なイベントを地域住民主体で開催を支援し、その過程で人材の育成、短歌を通じた世代間交流などの担い手づくりに取り組む方針としている。

2) 郡上市景観計画

旧八幡町では平成3年(1991)に八幡町景観条例が制定されて、八幡都市計画区域の景観の規制・誘導を行ってきた。その後、平成16年(2004)に景観法が公布されたことを踏まえ、これまで八幡町に限定していた景観の範囲を郡上市全域に広げることを行った。そして、平成16年(2004)に郡上市景観条例を策定した。加えて、平成23年(2011)には、「郡上市景観計画」を定めて、良好な景観の形成に関する方針や法的な強制力を伴う行為の制限事項等を規定した。

この計画の区域は本市を全域とし、景観への影響が大きい大規模な建築・開発行為、及び工作物等に対する規制・誘導を図っている。また、多くの人の目に触れ、本市の景観イメージを強く規定することになる主要道路及び鉄道を「景観体験軸」として設定し、より重点的な景観形成を図っている【3-2-4】。さらに、建築物等の色彩の基準を設けており、景観との調和を図るための指導・融合を図っている。



3-2-4 郡上市景観計画 景観体験軸

3) 郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区保存計画

平成24年(2012)郡上市教育委員会告示第12号「郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区保存計画」は、郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成23年郡上市条例第27号、以下「保存条例」という)第3条の規定に基づき定めたものである【3-2-5】。

第1章では、保存計画の基調を「郡上八幡の伝統的な町並みと水路など歴史的風致を形成する環境を、地区住民及び市民共有の財産として保存継承し、住環境の向上やまちづくり等へ積極的な活用を図り、文化活動の活性化や市民の暮らしが息づく町並み形成に資すること」としている。

第2章では、伝統的建造物群の歴史や特性を示し、第3章で伝統的建造物の建築物は「昭和30年代までに建築されたもので、住宅の主屋、土蔵、附属屋、社寺建築、城郭、近代洋風建築等の伝統的建造物の特性をよく現しているもの」とし、工作物は「伝統的建造物と一体をなし、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与するもので、伝統的な工法によりその特性をよく現していると認められる、門、板塀、土塀、小社、石垣、石積、その他石造物等」、環境物件は「伝統的建造物群と一体となって歴史的風致を形成するもので、保存地区の歴史的風致を維持するため、特に必要と認められる自然物、水路、湧水井、貯水池、池等」としている。

第4章で、地区住民による町並み保存の歴史を受け継ぎ、快適な住環境の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するために必要な修理、修景を計画的に進めるため、伝統的建造物の「修理基準」は原則として「履歴を調査の上、主として外観を維持するための現状維持か、然るべき旧状に復原修理を行う」ものとし、伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に準じた「修景基準」または、歴史的風致を損なわない「許可基準」を定め、環境物件は現状維持及び復旧を基本としている。

第5章では、防災計画策定及び防災施設等の整備、無電柱化等による環境整備、また、県史跡八幡城跡や市指定建造物である八幡城の保存管理計画策定などをあげている。第6章では、保存計画に基づく建造物等の修理、修景、補強工事に対し、経費の補助を行うことや、保存団体等への助成、建築基準法の緩和の検討などをあげている。

第1章 保存計画の基本事項

- 1 保存計画の基調 2 保存地区の名称・面積・範囲 3 保存地区の概要

第2章 保存地区の保存に関する基本計画

- 1 歴史的な沿革 2 保存地区の特性 3 保存の方針

第3章 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定

- 1 伝統的建造物 2 環境物件

第4章 保存地区における建造物及び環境物件等の保存整備計画

- 1 保存整備の方向 2 伝統的建造物(修理基準)
3 伝統的建造物以外の建築物等の修景(修景基準、許可基準) 4 環境物件の現状維持及び復旧

第5章 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

- 1 管理施設等 2 防災計画策定及び防災施設等 3 環境の整備等 4 周辺地区との連携

第6章 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

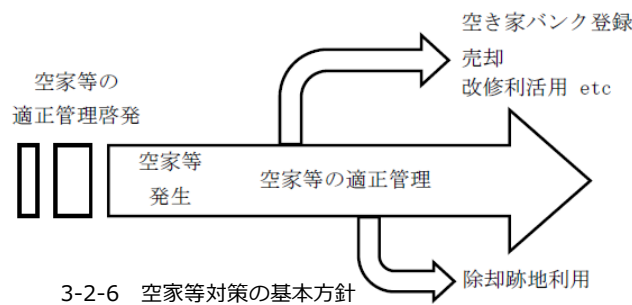
- 1 経費の補助 2 技術的支援 3 保存団体等への助成 4 建築基準法の緩和

3-2-5 郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区保存計画 目次

4) 郡上市空家等対策計画

郡上市においても多数の空家等が存在し、多様な問題が発生していることから、市内の空家等の実態を把握するため、平成24年度に、各自治会・地区会の協力で空き家・廃屋等実態調査を実施した。調査結果を踏まえ、具体的な対策を実施するための「危険空き家・廃屋対策懇話会」を開催し、協議を行った。平成28年度に実施した実態調査結果を踏まえて、市民が安全・安心に暮らすことができる生活環境を確保し、空家等の活用による地域の活性化を目的として平成29年(2017)に「郡上市空家等対策計画」を策定し、令和2年(2020)の事態調査を踏まえて、令和3年(2021)に改訂を行った。

空家等対策として、空家等が発生する前段階から所有者等に対して利活用に向けた意識付けを重視し、空家等が発生した場合の適正な管理はもちろん、早い段階での売却や改修等による利活用の促進、場合によっては除却による跡地利用も促している。このなかで、これまで移住施策として実施してきた空家改修等に関する補助制度を市民も活用できるよう対象要件を拡大するなど、空家の利活用を促進する支援制度の検討や、特定空家等の増加抑制、また跡地利用の促進のため、除却にかかる支援制度拡大の検討を進める【3-2-6】。



3-2-6 空家等対策の基本方針

さらに、空家等の利活用については、移住者向けとしての利用や、起業のための空き店舗の活用のほか、市民による利活用や除却後の跡地の有効活用を推進している【3-2-7】。一方で、管理不全空家等や特定空家等に該当するおそれのあるものについては、所有者等に対して早期にコンタクトをとり速やかな対応を求めていく。また、特定空家等の判定にあたっては、専門家である建築士による現地調査及び「空家等対策協議会」の意見を踏まえ、「空家等対策庁内検討会議」において判定をしている。特定空家等と判定された建築物については、補助金による支援により早期除却が進むよう働きかけを行っている。

利活用に関する主な事業

- 空き家バンク
- 郡上市空き家等活用改修費補助金
- 郡上市三世同居等支援住宅補助金
- 地域おこし協力隊派遣事業
- 郡上市空き家等活用地域振興補助金
- 空き家家財道具等処分費補助金
- 郡上市空き店舗等活用事業補助金
- 八幡市街地空き家利活用事業 など

空家情報の提供（空き家バンク等）

	H28	H29	H30	R1	R2
登録件数	9	10	20	23	17
成約件数	2	5	9	11	20
利用希望件数	0	0	9	22	85

単位：件

八幡市街地空き家利活用推進事業

	H28	H29	H30	R1	R2
利活用件数	6	6	7	4	4

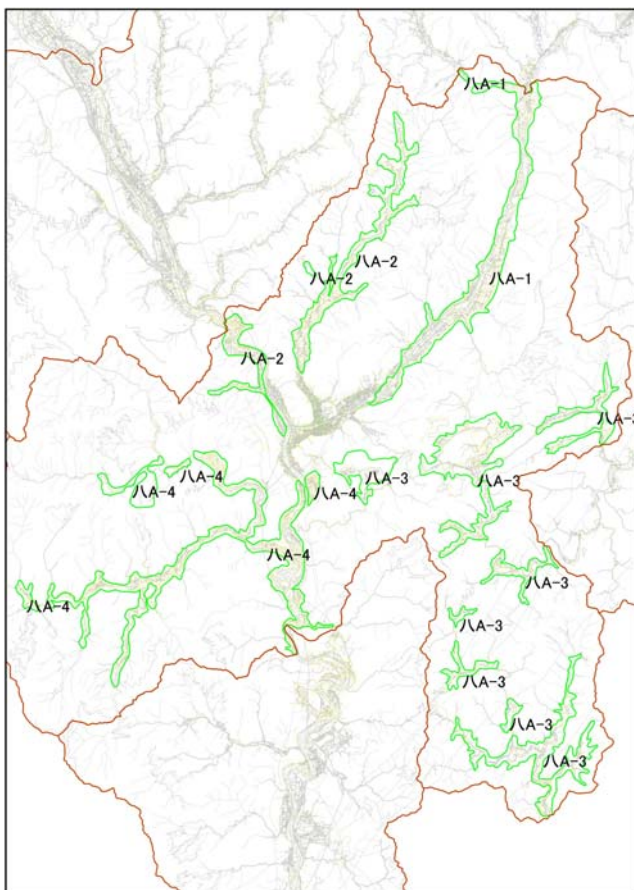
単位：件

3-2-7 空家等対策の事業及び調査結果

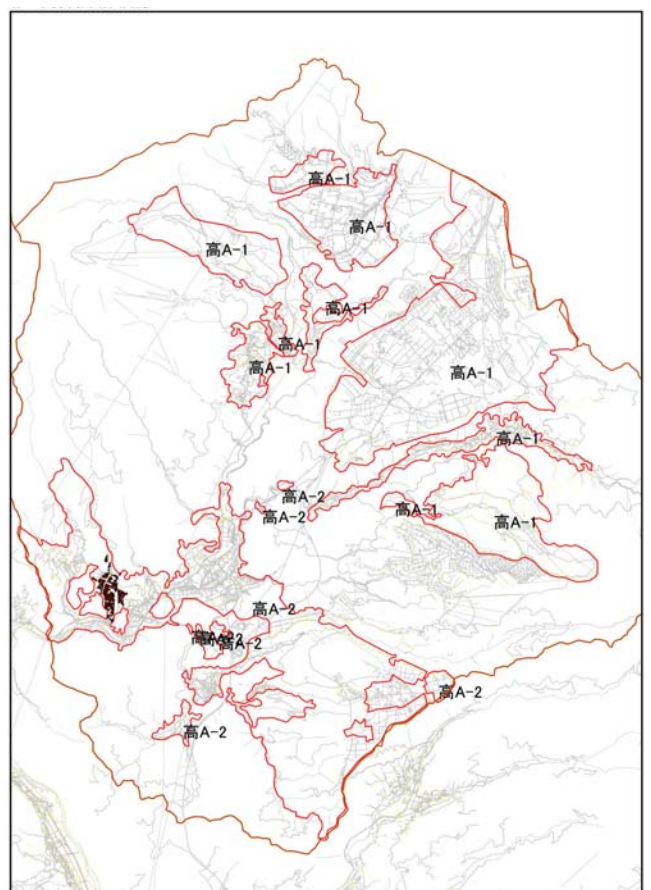
5) 農業振興地域整備計画

郡上市における農業振興地域整備計画は、合併前の旧郡上郡7町村単位ですでに制定されていた。郡上市に合併後も、各地域単位での農業振興地域整備計画をそのまま使用しており、各地域名を冠した「農業振興地域整備計画(「八幡農業振興地域整備計画」、「大和農業振興地域整備計画」、「白鳥農業振興地域整備計画」、「高鷲農業振興地域整備計画」、「美並農業振興地域整備計画」、「明宝農業振興地域整備計画」、「和良農業振興地域整備計画」)」となっている【3-2-8】。このため、各計画の内容は、地域の実情を踏まえて、農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画などが盛り込まれている。そして、都度見直しが行われており、計画内容が順次更新をされながら、運用されている。



なお、郡上市においては、岐阜県が策定した農業振興地域整備基本方針に基づき、郡上市のうち用途地域、白山国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域 13,051haを農業振興地域として指定しており、農用地区域は 3,634ha となっている。



八幡農業振興地域の指定状況



高鷲農業振興地域の指定状況

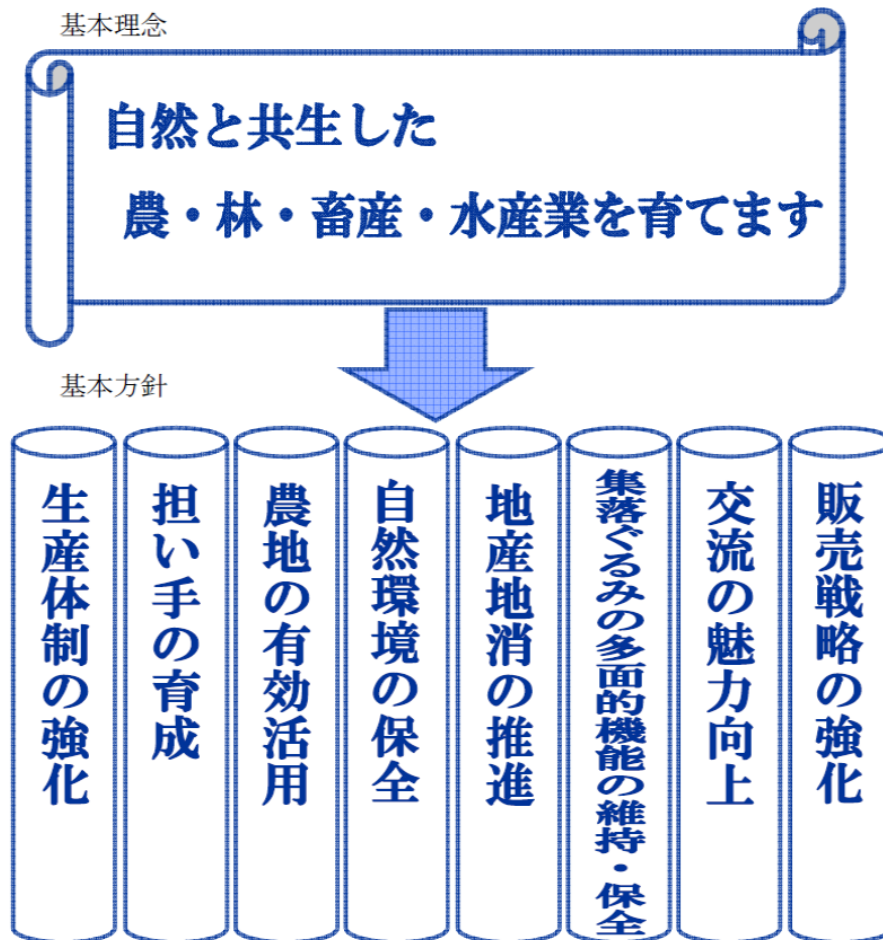
凡	例
	八幡農業振興地域
	高鷲農業振興地域

3-2-8 農業振興地域整備計画 (一部抜粋)

6) 郡上市農業振興ビジョン

郡上市では、豊かで美しい水や、冷涼な気象条件を活かした農業を進めてきたが、農家人口の減少、高齢化の進展や担い手不足、鳥獣害などにより厳しい状況が続いており、農業産出額は平成14年(2002)に比べて平成18年(2006)には11%減少していた。また、近年輸入農産物の残留農薬や事故米問題などにより、農産物の安全性や健康な食生活に関心が高まってきており、これらに対応する施策の展開が重要となってきた。国においても、新たな食料・農業・農村基本計画を定め、「水田経営所得安定対策」や「農地・水・環境保全向上対策」を打ち出すなど、戦後の農政は大きな転換期を迎えている。

そうした状況において、農業を取り巻く情勢が大きく変化するなかで、農業を職業として選択できるよう農業の持続的発展とその基盤である農村の振興を図っていくために、平成21年(2009)に「郡上市農業振興ビジョン」を策定した。主だったものとしては、以下の図のような基本理念と基本方針を示して、郡上の特徴を踏まえた農林水産業の具体的な取り組みを図る内容となっている【3-2-9】。



3-2-9 基本理念と基本方針図

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴史的風致に関する課題を踏まえ、郡上市固有の歴史的風致の維持及び向上させるため基本方針を以下に定める。

1) 歴史的建造物とその周辺景観の修理・修景に関する方針

郡上市域で、重要な歴史的建造物や歴史的建造物が集積した地区において、現状調査を順次進める。その結果に応じて、必要な建築物の文化財指定や景観施策上の対応等、歴史的建造物の維持保全策の検討をする。その際に、過去に行われた郡上八幡市街地や白鳥町石徹白地区の建物調査の報告書があり、これらの内容を踏まえながら、作業を進めていく。

郡上八幡市街地についても、伝建地区とその周辺地区となる市街地については、前者は郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区条例で、後者は31地区で締結している「郡上八幡市街地 まちなみづくり町民協定」で、引き続き行政及び住民による景観形成を進める。2期計画では、伝建地区は修理修景事業を活用して、後者及び他の歴史的風致地区においては、歴史的風致形成建造物の指定を目指し、指定に伴う修理修景行為を支援する。また、伝建地区に隣接する市有地、市有施設においても周辺環境と調和した整備を進める。併せて、伝建地区を対象に策定した防災計画と連携する。さらに、市街地全体で策定した防火計画に基づき、防火防災設備の整備や火災防止及び啓発活動をすることにより住民の生命財産と町並みの保護を図る。

歴史的町並みを維持するための空家対策として、現在市の委託管理を受けている一般社団法人郡上・ふるさと定住機構による空き家バンクへの登録及び利活用の促進のための取り組みを支援する。また、市内では、郡上八幡市街地の「チームまちや」や、和良おこし協議会などの団体が行っている空家の利活用と連携をする。それ以外にも、空家の持ち主を含めて、市の補助金制度を利用して、空家の有効利用とともに空家の増加、空家の空地化を抑制することで、地域の防災・防犯面での効果も期待できる。

2) 伝統文化の継承に関する方針

市内の各歴史的風致の伝統文化については、祭礼をはじめとして現在も多く残り、継承されているが、人口減少や少子高齢化が進むなか、次代への継承が難しい状況も見られることから、地域での伝統文化の継承に対する支援策の充実と共に都市部との交流事業と連携した新たな伝統文化の継承策についても研究していく。

それぞれの歴史的風致がもつ歴史的価値に関する総合的な調査・研修を行うことで、文化的な価値を明らかにするとともに、地域住民に再認識させるための啓発活動を押し進める。また、歴史的な価値を明らかにして、その普及・啓発を努めることにより、次世代の担い手への継承ないし育成者の支援を図ることで、より一層の住民参加の意識を高めることが可能となる。その普及啓発には、自治会、学校、各種団体が一体となって行う必要がある。

また、歴史的風致を形成する活動に欠かせない祭礼等の道具類については、担い手である団体や地区ごとに一覧の作成を図る。作成された一覧に基づいて、道具類の重要度や消耗具合等を勘案し

ながら、伝統的な衣装や道具類の購入又は修理修景にかかる費用の支援を行うことで、伝統文化の継承に向けた環境整備の推進を図っていく。

その他にも、例えば重点区域においては大神楽の打ち出し宿や巡行する地区をはじめ、郡上おどりが行われる町内には、提灯等の夜のしつらえや、歴史的町並みのなかで風情を醸し出すしつらえの整備について支援を行う。

3) 水源、水路網の維持と伝統的水利用の継承に関する方針

市内は、中山間集落特有の農地と連動した水路網や水利用施設が残っており、この状況についての調査を進め、さまざまな記録を作成するとともに、必要に応じて維持保全活動を進める。

郡上八幡市街地内には、良好な水環境を構成する水路、井戸、共同井戸、湧水を受ける水舟等の伝統的水利用施設が数多く残されており、当番制による水路の清掃等、地域住民が一体となった維持管理活動が現在も続けられている。この良好な水環境と地域住民の連帯感を継承するため、新たな利用形態を模索しながら老朽化した水利用施設の修繕を行う。

伝統的水利用施設に関しては、水辺資源調査等によりその種別や分布を把握しているが、歴史的建造物と同様に歴史的遺産として価値を有するものに関してはその周辺の風致を一体的に調査する。さらに、限られた水源を効率的に活用するための住民理解、水利用に関する申し合わせ、ルール、モラル等を調査するとともに、特定非営利活動法人郡上八幡水の学校や早稲田大学の「saoco lab.」が行っている啓発のためのセミナー等の開催を支援する。また、伝統的水利用等に関する調査研究資料を体系的に保管するとともに、それらを公開することによって、水利用に関する正確な知識の共有や各種事業への効率的な反映を図っていく。

伝統的水利用の発端は防火用水や防火水槽としての利用であり、これらの機能の維持修繕を行いながら水路網の維持と水利用システムの継承を図る。特に、多額の費用を要する水利用施設を効率的に維持するため、景観に配慮しながら計画的に整備を図る。また、山水や水路の水源の維持管理は、大きな課題であり、利用する住民とも確認をしながら、支援できる取り組みを検討する。

4) 回遊性の向上と情報発信に関する方針

市内の観光にあっては、観光による地域の活性化と弊害対応とを併せて推進する。1期計画では重点区域を中心とした事業を押し進めることで、重点区域内の回遊性が向上した。しかしながら、重点区域と他の歴史的風致地区とを結びつける取り組みが非常に弱かったため、各歴史的風致をめぐる取り組みを図ることで、市内での回遊性を向上させるとともに、各歴史的風致の魅力の発信が可能となる。また、歴史的風致地区内での、回遊性についても併せて検討をしていく。

例えば、郡上八幡市街地の南部には長良川鉄道の郡上八幡駅があり、市街地循環バスもアクセスしているので、これらの利便性を高めることにより、市街地交通の円滑化を図る。また、市街地観光の利便性と回遊性を考慮しながら、北町と南町を繋ぐ防災ルートを確保する。観光客の来訪に伴う交通環境についても、有識者や地元住民などと協働でよりよい交通体系の対応を図っていく。

情報発信に関しては、歴史的風致に関する案内・説明板等の設置は、1期計画にて重点区域を対象に先行して実施をした由緒書事業について、その効果と成果を踏まえて検討を行い、他の歴史的

風致の地区についても、わかりやすさにも配慮し、配置・デザイン・説明内容等を考慮しながら、市全体としての統一感を図れるように図る。そして、計画的に設置するとともに、各種情報提供に限らず、散策マナーや文化財の保護の啓発も行っていく。

5) 町並みと周辺環境の景観形成に関する方針

市内には歴史的建造物が多く残っているが、こうした建築物やその周辺部の景観形成については、中心部に加えて周辺山林についても考えていく必要がある。特に、「町並みと周辺環境の景観形成に関する課題」でも記載をしているが、太陽光発電設備等の設置が歴史的風致地区の景観を乱す恐れがある。このため、現在改定を進めている「郡上市景観計画」と併せて、郡上市景観条例の改正を図り、規制誘導等により良好な景観形成を図っていく必要がある。

また、平成22年(2010)に、本市が景観行政団体と指定されたことで、屋外広告物法の「景観行政団体である市町村の特例」の規定により、独自の屋外広告物条例の制定が可能となっている。このため、郡上市屋外広告物条例の制定を目指し、より一層郡上市の景観に合った規制誘導を行う。

郡上八幡市街地においては、木造の歴史的建造物が密集するため、防火・防災に配慮しながら町並みの魅力を最大限に引き出すための道路整備等に取り組む。第7章及び第8章に記載をしている歴史的な形成建造物の指定や景観法に基づく景観形成重点地区の選定を視野に入れていく。

6) 歴史文化の調査・研究・発信に関する方針

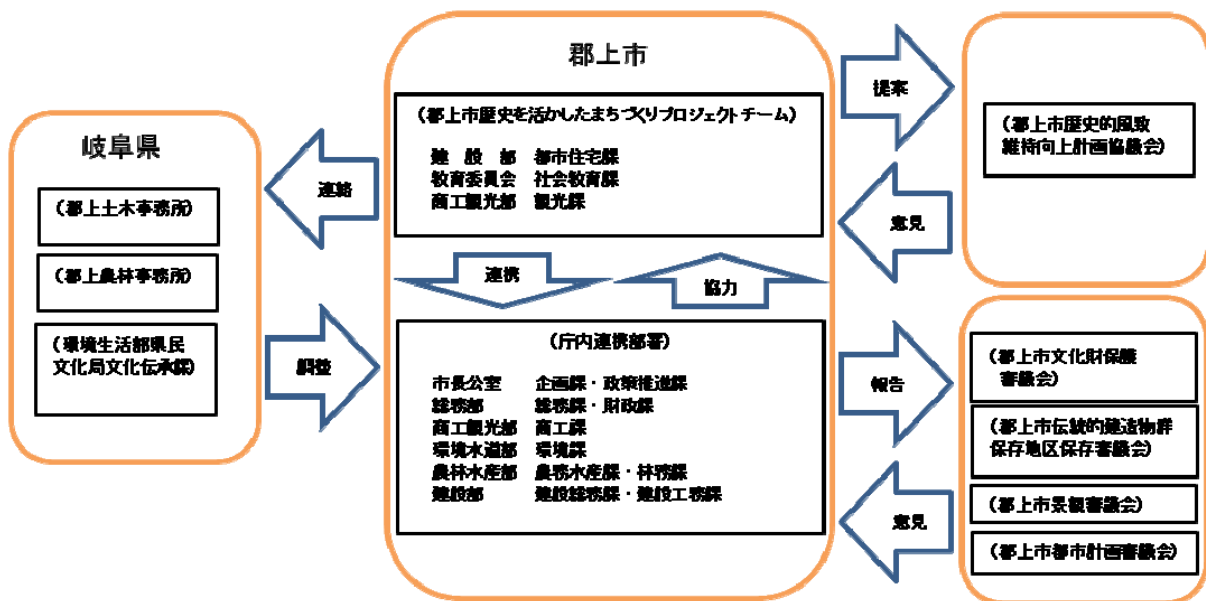
市内は、未指定文化財が数多く存在しており、その調査研究が十分進んでいない課題があった。現在文化財部局で「郡上市文化財保存活用地域計画」を策定中であるため、この計画を踏まえた取り組みを図る。また、今後『寒水の掛踊調査報告書』のように、歴史的風致に位置付ける各種の活動の調査報告書作成に向けての取り込みを図る。これらを推し進めることで、次世代への継承及び情報発信への向上を目指す。

また、令和4年(2022)に実施した郡上八幡市街地のアンケート結果において、歴史的風致を紹介した施設等についての評価が低く、施設等の認知が十分浸透していない内容であった。このため、市内各地にある資料館等の施設の活用を積極的に行い、市民または観光客への郡上市の歴史的風致に関する取り組みを情報発信していく。これに限らず、市内の各歴史的風致地区に関して、「郡上学」との連携を図りながら、地域における歴史的風致の担い手である地域住民の歴史文化に関する見識を深め、各歴史的風致への維持・向上につなげていく。

4. 計画実現のための推進体制

郡上市において歴史的風致の維持向上を図るためには、まちづくり行政と文化財保護行政を一元的に推進する必要がある。

現在は伝建地区での事業検討や歴史まちづくりの推進のために、建設部都市住宅課、教育委員会事務局社会教育課、商工観光部観光課などによるプロジェクトチームを結成している。2期計画においても、引き続きプロジェクトチーム内の連携と情報共有に努めている。プロジェクトチームに限らず、その他の関係課とも協力して、歴史的風致に関する施策の展開を図っている【3-4-1】。



3-4-1 推進体制図

更に、郡上市歴史的風致維持向上計画協議会をはじめ、郡上市都市計画審議会、郡上市景観審議会、郡上市文化財保護審議会などの協力や岐阜県など関係部局との調整を図り、計画の実現を図るものとする。